

貸借取引の勘定科目変更へ

(確定版)

制度調査部

吉井 一洋

「預り金」は「借入金」、「預け金」は「貸付金」に

【要約】

- 2008(平成20)年3月25日にJICPA(日本公認会計士協会)は、改正後の「金融商品会計に関する実務指針」を公表した。
- 改正実務指針では、例示と断った上で、有価証券貸借取引の設例で示していた「預り金」という勘定科目を「借入金」、「預け金」という勘定科目を「貸付金」に変更することとしている。
- 上記の内容については、2008年3月25日以後終了する事業年度、四半期及び中間会計期間から適用される。(ただし、同日前に終了した事業年度及び中間会計期間から適用可能)
- 本稿では、上記を踏まえた会計処理例を示している。

◎以下では、「法人投資家のための証券投資の会計・税務」2007年度版の270～271ページに掲載された会計処理例を、JICPAの適用指針の改正内容に沿って修正する。勘定科目はあくまで例示である。

前提：第○回利付国債を空売りし、同銘柄の国債を貸借して受け渡しに用いました。73日後、同銘柄の国債を買い戻して返還しました。

- 額面……………100,000,000円
- クーポン……………3.0%(年2回支払い)
- 担保金……………104,600,000円
- 品借料……………担保金の0.2%(買い戻して返還する際に支払い)
- 担保金利息……………0.6%(買い戻して返還する際に受取り)
- 借入時(空売り時)の時価……………104円(額面100円当たり)
- 借入時(空売り時)の経過利子(経過日数73日) $=100,000,000円 \times 3\% \times \frac{73日}{365日}$
 $=600,000円$
- 期末の時価……………103円(額面100円当たり)
- 買戻し時の時価……………102円(額面100円当たり)
- 買戻し時の経過利子 $=100,000,000円 \times 3\% \times \frac{146日}{365日} =1,200,000円$
- 貸手側の簿価は105,000,000円。売買目的で保有

(注)手数料等は考慮していません。

<借手側>

① 空売り約定時

(借方)		(貸方)	
未収金	104,600,000 円	売付有価証券	104,000,000 円
		前払金	600,000 円

② 債券借入時

仕訳はありません。

③ 保管有価証券を売付有価証券に充当

(借方)		(貸方)	
保管有価証券	104,000,000 円	売却借入有価証券	104,000,000 円
売付有価証券	104,000,000 円	保管有価証券	104,000,000 円

(注) 設例では空売り時と借入時の債券の時価が等しいものとしていますが、両者に差がある場合は、その差額を損益に計上します。

④ 空売り受渡時

(借方)		(貸方)	
現預金	104,600,000 円	未収金	104,600,000 円

⑤ 担保金差入れ時

(借方)		(貸方)	
貸付金	104,600,000 円	現預金	104,600,000 円

⑥ 期末 (28 日経過後とする)

(借方)		(貸方)	
売却借入有価証券	1,000,000 円	有価証券運用益	1,000,000 円
有価証券品借料	16,048 円	未払費用	16,048 円
未収利息	48,144 円	担保金利息	48,144 円

⑦ 翌期首(戻入れ)

(借方)		(貸方)	
有価証券運用益	1,000,000 円	売却借入有価証券	1,000,000 円

⑧ 買戻し約定時

(借方)		(貸方)	
有価証券	102,000,000 円	未払金	103,200,000 円
前払金	1,200,000 円		

(注) 受取経過利子の差額(①の前払金と⑧の前払金の差額)

600,000 円は受取利息のマイナスを支払利息に振り替えることとなります。

⑨ 買戻し受渡、債券返還時

(借方)		(貸方)	
未払金	103,200,000 円	現預金	103,200,000 円
売却借入有価証券	104,000,000 円	有価証券	102,000,000 円
		有価証券運用益	2,000,000 円

⑩ 品借料の支払い

(借方)		(貸方)	
有価証券品借料	25,792 円	現預金	41,840 円
未払費用	16,048 円		

⑪ 利息の受取り、担保金の返還

(借方)		(貸方)	
現預金	104,725,520 円	貸付金	104,600,000 円
		担保金利息	77,376 円
		未収利息	48,144 円

<貸手側>

① 貸付時

仕訳はありません(ただし、管理上「貸付有価証券」に振り替えることも可)

② 担保金受入れ時

(借方)		(貸方)	
現預金	104,600,000 円	借入金	104,600,000 円

③ 期末(28日経過後とする)

(借方)		(貸方)	
有価証券運用損	2,000,000 円	有価証券	2,000,000 円
未収収益	16,048 円	その他の金融収益	
		(品貸料)	16,048 円
担保金利息	48,144 円	未払費用	48,144 円

④ 翌期首(戻入れ)

(借方)		(貸方)	
有価証券	2,000,000 円	有価証券運用損	2,000,000 円
※ここでは洗替えて処理			

⑤ 債券返還時(担保金の返還)

(借方)		(貸方)	
借入金	104,600,000 円	現預金	104,600,000 円

⑥ 品借料の受取り

(借方)		(貸方)	
現預金	41,840 円	その他の金融収益 (品貸料)	25,792 円
		未収収益	16,048 円

⑦ 利息の支払

(借方)		(貸方)	
支払利息	77,376 円	現預金	125,520 円
未払費用	48,144 円		

【重要な注意事項】

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗(支店担当者)経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750% (但し、最低 2,625 円)の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、株価の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては株価変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券(国債、地方債、政府保証債、社債)を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものがあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会: 日本証券業協会、社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、
社団法人 金融先物取引業協会

【重要な注意事項】

広告等審査済

広告等における表示事項

(金融商品取引法第 37 条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料(注)をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、外国証券をお預かりする場合には、最大で 1 年間に 3,150 円(税込)の口座管理料をいただく場合があります。
- デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注) 売買手数料の額は、その時々市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等 : 大和証券エスエムビーシー株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 109 号
加入協会: 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会